別表六㈠付表六の表中

⑵につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	⑵につき法第69条第17項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額

を

⑵につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	⑵につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額

に改め、同表の記載要領第１号中「第69条第17項又は第18項」を「第69条第18項又は第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に、「含む。）」を「含む。次号⑴において同じ。）」に改め、同第２号及び第３号を次のように改める。

２　「税額控除不足額相当額（(⑸－⑴)又は当初申告税額控除不足額相当額）⑹」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　通算法人の対象事業年度（法第69条第18項に規定する対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第20項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があつた場合を除く。）には、「(⑸－⑴)又は」を消すこと。

⑵　既に通算法人の対象事業年度について法第69条第21項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき同条第20項の規定の適用を受けるとき（⑶及び次号において「既に修正申告等があつた場合」という。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（次号⑵において「直近修正申告書等」という。）に基づき別表六㈡付表六「６」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があつた場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

３　「税額控除超過額相当額（(⑴－⑸)又は当初申告税額控除超過額相当額）⑺」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　通算法人の対象事業年度について法第69条第20項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があつた場合を除く。）には、「(⑴－⑸)又は」を消すこと。

⑵　既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表六㈡付表六「７」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があつた場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。

別表六㈢の記載要領第１号中「同条第17項」を「同条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改める。

別表六㈢付表㈡の記載要領第１号中「第69条第17項」を「第69条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改め、同第２号中「別表六㈡の「17」、別表六㈡付表五の「30」、別表六の二㈡付表の「11」又は別表六の三の「10」」を「別表六㈡「17」、別表六㈡付表五「30」、別表六の二㈡付表「11」又は別表六の三「10」」に改め、同第３号中「別表六㈡の二の「21」」を「別表六㈡の二「21」」に改める。

別表六㈢付表㈢の記載要領第１号中「第69条第17項」を「第69条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改め、同第２号中「別表六㈡の「17」、別表六㈡付表五の「30」、別表六の二㈡付表の「11」又は別表六の三の「10」」を「別表六㈡「17」、別表六㈡付表五「30」、別表六の二㈡付表「11」又は別表六の三「10」」に改め、同第３号中「別表六㈡の二の「21」」を「別表六㈡の二「21」」に改める。

別表六㈣の記載要領第１号中「同条第17項」を「同条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改める。

別表六㈣の㈡の記載要領第１号中「同条第17項」を「同条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改め、同号⑵及び⑶中「の令和３年４月１日以後に開始する事業年度において外国法人」及び「の同日以後に開始する連結事業年度において外国法人」を「が外国法人」に改め、同第４号中「第17項」を「第18項」に、「第18項」を「第19項」に改める。

別表六㈤の記載要領第１号中「同条第17項」を「同条第18項」に、「第18項」を「第19項」に、「同条第21項及び第22項」を「同条第23項及び第24項」に改める。

別表六㈥の表を次のように改める。